

## 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨

#### 【現状・課題】

##### (1) 防犯カメラの有用性と現状など

防犯カメラは、犯罪の抑止に有効な手段として広く認識されており、市内においても公共施設や道路などの公共の場所などに設置されています。

本市では、第4次佐倉市総合計画の後期基本計画において「防犯カメラについては、関係機関と協力し地域の要望や現状を見極める中で、整備を進めていく。」としており、今年度、地区代表者に向けて実施したアンケートの集約結果では、6月13日現在、回答のあった232団体中122団体から公共の場所に防犯カメラを設置することについて、「市の助成制度があれば、設置について検討したい。」との回答を得たところです。このことから今後、公共の場所に向けて設置される防犯カメラの増加が見込まれるところです。

##### (2) 映像による個人のプライバシーの保護対策の現状と問題点

防犯カメラが犯罪の抑止に効果を発揮している一方で、映像データの取扱いによっては、撮影される側のプライバシーを侵害する恐れや、不安を感じる市民等の声があることから、個人のプライバシーに配慮した適正な設置及び運用を行う必要があります。

現在、市が市有施設に設置した防犯カメラの画像管理については、佐倉市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の提供や利用を行っています。またそのうち街頭に設置された防犯カメラについては「佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱」により設置・運用を行っています。

商店会が国・市の補助金を活用し、防犯カメラを設置する場合には、上記要綱に準じた設置・運用を求めているところです。

事業者等が公共の場所に向けて設置している防犯カメラの管理運用は、その設置者の裁量に委ねられているのが現状であり、映像データの取扱いによっては、個人のプライバシーを侵害する恐れがあります。

今年度、地区代表者に向け実施したアンケートにおいて、「屋外の公共の場所（道路・公園等）に防犯カメラが設置された場合、どのようなことが不安に感じられますか。」の複数選択可能な設問では、「プライバシー保護」が29%、「撮影画像の利用目的」が30.8%という回答結果となりました。

## 【目的】

これらのことから、防犯カメラの犯罪抑止効果を活用する前提として、市民等の権利利益の保護との均衡性を保持する必要があります。このため公共の場所に向けて設置される防犯カメラに関しては、その設置及び運用に必要となる基準を定めること等により、市民等の権利利益の保護を図れるよう条例を制定しようとするものです。

## 【前提】

- (1) 最高裁判例においても「人はみだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有し」、「ある者の容ぼう、姿態をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき」とされています（平17. 11. 10最判）。
- (2) 「人は、みだりに撮影されたり、画像をみだりに公表されないことについては法律上保護されるべき人格的利益を有し、自己の情報をみだりに開示されず、また、自ら管理することができるプライバシー権を有する」が、「これらの侵害が社会生活上受忍限度内にあると判断される場合などには、不法行為法上違法であるとはいえない」のであって、「店舗内の防犯カメラは客の前記人格的利益及びプライバシー権が侵害されるおそれを内包するが、それが不法行為法上違法といえるか否かは、撮影の目的、撮影の必要性、撮影の方法及び撮影された画像の管理方法並びに提供の目的、提供の必要性及び提供の方法等諸般の事情を総合考慮して、社会生活上受忍限度を超えるかどうかを基準にして決すべき（平22. 9. 27東京地判）」とされており、防犯カメラによる撮影は、その目的や方法が通常の使用の範囲内であれば、違法ではありません。

## 【条例制定の理由】

防犯カメラを設置する理由は、自然人であれば自らの生命や財産、法人等の団体であれば自らの営業の利益を含めた財産を守るためなのであって、本来私的自治の領域の問題であり、私人間で対応すべきものです。防犯カメラが普及した現在においては、商業施設や駅構内など私人が権原を有する私有地であって不特定多数の者が立ち入る所には、ほぼ例外なく防犯カメラが設置されており、通常一般人にもそのように認識されているところです。

しかし、道路や公園など、不特定多数の者が自由に立ち入ることのできる「公共の場所」にいる者は、本来的に自由に使用できる場所にいるのであって、商業施設や駅構内など私人が権原を有する私有地に立ち入る場合と違って、防犯カメラによって撮影されることを予見しえない場合もあります。

したがって、「公共の場所」に向けられた防犯カメラには、その取扱いについて一定の配慮が必要となると考えられます。

ただし、商業施設が入り口の前の道路を撮影したり、鉄道事業者が踏切付近の道路を撮影したりするのは、「公共の場所」を撮影しているものの、基本的に自らの利益のためであり、商業施設や駅構内を撮影している理由と変わらないと思われま

す。一方、市が「公共の場所」に向けて設置している防犯カメラは、商業施設が入り口の前の道路を撮影したり、鉄道事業者が踏切付近の道路を撮影したりするのと違って、自らの私的な財産的利益のためというよりも、広く地域の秩序を維持するといった「公共的」な目的を含むものであり、市は、条例により、撮影される可能性のある市民などに対し広くその取扱い等についての基準を明示し、遵守すべきであると考えます。

自治会や商店会が設置する防犯カメラも、個人宅や店舗前の道路を撮影している防犯カメラとは違い、市が設置する防犯カメラと同様に「公共的」な目的も含んでいると考えられることから、自治会や商店会も、市と同様に、防犯カメラの取扱い等についての基準をきちんと明示し、遵守すべきであると考えられるため、条例により、市と同等の義務を課すべきであると考えます。

## 2 条例の概要

### 【条例の対象となる防犯カメラ】

#### 防犯カメラを設置するに当たっての配慮

公共の場所に向けて防犯カメラ（犯罪を防止するために特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画機能を有するもの。）を設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で映像データを取り扱うよう配慮するものとします。

※公共の場所：道路・公園その他多数の市民等が立ち入る場所

### 【届出・設置者の義務等】

#### (1) 届出対象

自治会・町内会・区、商店会

## (2) 設置者の義務等

### (ア) 設置運用基準の作成

#### ※設置運用基準の内容

設置目的・設置年月日・設置台数・設置場所・撮影範囲・表示・管理責任者・取扱担当者・映像データの保存期間、保存方法、廃棄、利用、提供の制限に関する事、苦情の対応 等

### (イ) 設置運用基準の届出及び遵守

### (ウ) 届出内容の変更及び防犯カメラの設置を取りやめたときの届出

## (3) 勧告及び公表

条例の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる団体に対し、説明・資料の提出を求められることとします。

条例の規定に違反する行為があった場合、権利利益の保護に支障を及ぼしたり、及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な勧告をすることができることとします。

また、説明、資料提出及び勧告を受けた団体が正当な理由なく、説明や資料の提出をせず、又は虚偽の説明や資料の提出をした場合や勧告に従わなかった場合は、公表することができることとします。

## (4) 【苦情の申出等】

(ア) 公共の場所に向けて防犯カメラを設置するものは、防犯カメラの設置及び映像データの取扱いに関して苦情の申出を受けた時は、誠実に処理するよう努めるものとします。

(イ) 市長は、防犯カメラの設置及び映像データの取扱いに関し、公共の場所に向けて防犯カメラを設置したものと市民等の間に生じた苦情が適切に処理されるようにするために、必要な措置を講ずるよう努めることとします。

## (5) 【市】

市は、公共の場所に向けて設置した防犯カメラについて、管理責任者・取扱担当者・表示や設置運用基準を定め遵守するものとします。

## 【条例の対象外となる防犯カメラ】

私的自治の範囲で対応すべき防犯カメラは、本条例から除きます。

商業施設内、金融機関店舗内、鉄道事業者管理の駅構内またこれらの建物に付随する駐車場（駐輪場を含む）、民間駐車場内 等に設置された防犯カメラとなります。これらは、それぞれの事業者が業務管理や防犯目的とし設置するもので、私的自治の範囲で対応すべきと考えられるためです。

**※私的自治の原則**

民間企業等の防犯カメラの設置は私的自治（自由権・財産権）の範囲に含まれる。防犯カメラの設置が肖像権の侵害に当たるとしても、これは当事者間（不法行為）又は司法の場（刑事事件）において解決すべき事項であり、行政において管理監督すべき対象ではないと判断される。

**3 議会提案時期・施行期日（予定）**

議会提案 平成28年8月定例会

施行期日 平成28年11月1日